

民間委託等に関する基本方針

平成17年7月 策定
令和7年10月 改定

矢吹町

目 次

章	項目	ページ
第1	はじめに	1
第2	民間委託等の基本的な考え方	1
(1)	全庁的な取り組み	1
(2)	民間委託等推進の基本原則	1
第3	民間委託等を検討する事務事業の範囲	2
第4	民間委託等の手法	2
(1)	民間委託等の手法の種類	2
(2)	民間委託等の手法の概要	3
第5	民間委託等の検討	4
(1)	検討の機会	4
(2)	検討の視点	4
(3)	具体的検討	5
(4)	検討を進める際の留意点	6
(5)	予算編成時における対応	7
第6	民間委託等の実績検証	7
第7	民間委託等の検討・検証フロー	8

第1.はじめに

近年、地方公共団体を取り巻く社会経済状況は、少子・高齢社会の進行、情報化の進展、価値観の多様化など様々に変化してきており、さらには、地方分権の進展に伴い、行政需要は、量的・質的にも拡大し、複雑多様化の一途をたどっている。

一方、地方財政は社会保障関係費や人件費の増加、物価の高騰、人口減少に伴う税収減などにより、厳しさを増してきている。

このような状況の中で、拡大・多様化する住民ニーズに対しては、誰が最も効率的で効果的なサービスの担い手となり得るかという視点から、公共サービスの提供における公と民の役割分担のあり方を見直し、公共サービスを質・量ともに確保しつつ、簡素で効率的な行政運営を実現するため、民間活力の積極的、効果的な導入を図っていく必要がある。

本町においては、矢吹町行財政改革大綱及び実行計画に基づき、事務事業の民間委託の推進を積極的に進めてきたところであり、地方自治体運営の基本原則である「最小の経費で最大の効果をあげる」を念頭に置き、行財政運営の効率化と住民サービスの向上に努めている。特に、各種の事務事業の執行に当たっては、民間委託・民営化（以下「民間委託等」という。）の推進により、行財政運営の効率化と住民サービスの向上が図られるものにあつては、民間企業をはじめ、住民組織・団体などに委託しているところであるが、今後も、民間委託等により効果的であると認められる事務事業については、その執行管理を確実にしながら積極的、計画的に推進を図っていくことが必要である。

この方針は、矢吹町行財政改革大綱に基づき民間委託を推進し、継続的に取り組んでいくとともに、既に民間委託している事業についても検証したうえで、民間活力を活かした行財政運営を推進するための基本的な考え方を定めるものである。

第2. 民間委託等の基本的な考え方

民間委託等の推進に当たっての基本的な考え方は、次に掲げるとおりとする。

(1) 全庁的な取り組み

民間委託等の推進は、民間活力の導入という一手法により、総合的な見地から今後の行財政運営の効率化等を目指そうとするものであり、全庁共通認識のもとで、職員自ら改革の意識をもって、あらゆる手法を視野に入れて、事務事業の民間委託等を積極的、計画的に推進するものとする。

(2) 民間委託等推進の基本原則

民間委託等の推進に当たっては、個々の事務事業について、行政自らが行うべき本来業務であるかどうかの視点に立って、住民サービスの低下を招くことのないよう行うものとし、行政の関与の必要性や実施主体の妥当性等公的関与のあり方については、別に定める「公的関与のあり方に関する基本方針」に基づくものとする。

第3. 民間委託等を検討する事務事業の範囲

事務事業の民間委託等の検討に当たっては、適法性及び妥当性の観点から、次に掲げる事務事業は民間委託等に一般的になじまないものであり、町が主体となって直接実施するものとし、原則的には検討対象から除くものとする。

したがって、検討対象から除外された「町が主体となって実施すべき事務事業」以外のものについて、行政責任を確保したうえで民間委託等の検討を進める。

なお、検討対象から除く事務事業に付随する各種補助業務・補助作業等（窓口受付、電話応対、データ入力など）については、検討の対象とする。

■町が主体となって実施すべき事務事業

①政策判断や意思決定に関わるもの（総合計画の策定、事業の企画、予算編成、例規の審査等）
②公権力行使に判断を伴うものや行政指導的要素が高いもの（許認可、使用料及び手数料の強制徴収、過料の賦課等）
③法律等の規制があるもの（町税の賦課徴収、工事の監督・検査、家屋の調査等）
④予算執行等に関わるもの（予算経理、契約事務等）
⑤国、県、内部組織間等との調整に関わるもの（国、県、関係団体、内部組織との意見調整、協議等）
⑥公平性の確保が特に望まれるもの（不服申し立てに対する決定、徴収猶予、使用料等の減免事務等）
⑦機密性、プライバシーの保護の必要性が高いもの（証明書等の交付、人事行政、税務等）

第4. 民間委託等の手法

（1）民間委託等の手法の類型

事務事業における民間委託等の主な手法は、行政の関与度に応じて下表のように分けることができる。

類型	行政関与度	手法
民間主導型	小	①民営化
民間活用型	中	②PFI
	大	③指定管理者制度
		④業務委託

(2) 民間委託等の手法の概要

① 民営化

民営化とは、市場競争原理が適確に働く領域において、「民間でできるものは民間で」という原則に基づき、住民サービスや各事務事業を民間部門に移譲することである。

施設運営などに関しては、設置者である行政側が施設の維持修繕等を行う「公設民営方式」と施設そのものも移管してすべての運営を民間が行う「民設民営方式」がある。「民設民営方式」の場合は、施設の土地・建物は無償貸与か有償譲渡とする。

ただし、民間部門によって提供されているサービスの価格と品質が的確であるかどうかを必要に応じて十分に監視・指導することが必要である。

② PFI (Private Finance Initiative: プライベート・ファイナンス・イニシアチブ)

PFIとは、民間の資金、経営ノウハウ及び技術的能力を活用して公共施設等の整備を行う事業手法であり、設計・建設・維持管理・運営を一体的に扱うことによる事業コストの削減や質の高いサービスの提供が期待できる。

しかし、PFIは従来の行政にはない知識やノウハウを必要とし、また、事業メリットを発揮するためには一定以上の事業規模が必要とされることから、十分に研究を行ったうえで活用を検討する。

③ 指定管理者制度

指定管理者制度とは、公の施設の設置目的を効果的に達成するために、最終的な管理権限を地方公共団体に残したまま、指定した団体に施設の管理運営を委ねる手法である。

指定管理者の指定の手続き、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲は、条例で定めることとされ、指定管理者の指定に当たっては、期間を定め、議会の議決を必要とする。

④ 業務委託

業務委託とは、PFIや指定管理者制度のような制度的根拠に基づくものではなく、私法上の契約により、外部に業務を発注することである。

業務委託には、個別の単体業務を委託するものから、複数の業務を包括的に委託するものまで様々な契約があり、民間活力を活用する手法の中で最も活用されている。

町として責任もって行うべき事務事業について、具体的な実施を民間に委ねることにより、民間のノウハウ等を活用した業務の質の向上やコストの削減など、効率的、効果的な業務執行が図られる場合に民間委託を進める。

【指定管理者制度の留意点】

指定管理者制度は、大枠では施設の運営を民間事業者等に委ねる業務委託の一つであるが、議決を経て決定され、施設の使用許可など行政処分を任すことが可能など、より包括的に民間活力を活用できる手法である。

■指定管理者制度と業務委託の主な違い

	指定管理者制度	業務委託
受託主体	法人その他の団体	限定なし
法的性格	管理代行	私法上の契約
施設管理権限	指定管理者	地方公共団体
施設の使用許可	許可できる	許可できない
利用条件の設定	設定できない	設定できない
不服申し立てに対する決定、目的外使用許可	できない	できない
施設設置者の責任	地方公共団体	地方公共団体
利用料金制度	導入できる	導入できない

第5. 民間委託等の検討

(1) 検討の機会

各課等は、予算編成、組織機構調査、行政評価などあらゆる機会を捉えて、自らが所管する事務事業について、民間委託等の要否・可否を積極的に検討する。

(2) 検討の視点

民間委託等は、その効果と問題点等を十分に踏まえるとともに、本町の施策との整合性、施設や職員配置等の事業の運営状況などを総合的に勘案して判断する必要がある。

そのため、民間委託等を検討する際には、下記の視点を踏まえ「民間委託等を積極的に推進する事務事業」と「直営で実施すべき事務事業」に分類する。

視点①：民間委託等が可能な事務事業であるかを確認する

本町が行う事務事業について幅広く検討し、民間委託化の適否を判断する。ただし、法令の規定により地方公共団体が直接実施しなければならないものや、公権力の行使（許認可や町税の賦課など）にあたるもの、町自らの判断（政策立案や予算編成など）が必要となるものは除く。

視点②:現状の業務運営体制の課題を明らかにする

現状の体制において、職員配置状況や業務運営などにおける課題はないか確認する。

視点③:サービス水準が確保できるかを明らかにする

あらかじめ町が確保すべきサービス水準を明確にし、民間委託等によって町民サービスの低下が生じないかどうかを検討する。

視点④:コスト比較、費用対効果、効率性等の分析をする

町直営で行う場合と民間委託等をした場合とのコスト比較を行い、費用対効果に留意しながら、現状よりも効率性が向上するかどうかを分析する。

ただし、警備業務や採用が困難な職種を必要とする業務などは、町直営よりも直接的な経費が増加することが想定されるが、町民サービスの向上や労務管理上でのメリット等が大きい場合は民間委託等を検討する。

(3) 具体的検討

民間委託等が可能な業務については、下記の項目を踏まえて検討を行う。

①民間委託等が可能な業務範囲の確認

事務の根拠となる関係法令等を再確認し、検討対象事業の委託可能な範囲を確認する。この際、効果的な民間委託等とするため、より多くの業務を民間に委ねることができるか、他の業務と組み合わせて委ねる業務を増やすことが可能かという視点で業務を点検する。

②町民サービスの維持向上

民間委託等を行った場合でも、現状の町民サービスを維持、または向上することに配慮する。

③他自治体における民間委託等の状況分析

民間委託等の検討の参考とするため、他自治体の民間委託等の現状について調査・分析を行う。

④町民の意向反映

必要に応じ、民間委託等に対する町民の意向を把握する。

⑤民間委託等の受け入れ先の検討

次に掲げる事項について留意したうえで、受け入れ先を検討する。

ア. 事業遂行に必要な資格や許認可等を得ており、達成されるべき成果が得られる

能力を保有していること。

イ. 信用・実績等の的確性を有し、機密保持、業務執行の安全性等、町としての行政責任が確保できる能力を有すること。

ウ. 民間、公社等のほか、NPOやボランティア等非営利団体等の活用を含めて民間委託等の受け入れ先を検討すること。

⑥経費節減と事務処理の効率化

民間委託等を実施するに当たり、総体として効率性が拡大するか否かについて、直営と民間委託等とのコストを比較する。

【コスト比較の考え方】

コスト比較を適切に行うためには、それぞれに係る費用の範囲及びその算出方法を統一する必要がある。基本的には、町直営は人件費及び関連経費で運営コストを算定し、委託等では概算委託料により運営コストを算定して双方を比較する。

「町直営」の場合の運営コスト

「人件費（正規職員＋会計年度任用職員等）」＋「関連経費」＝直営コスト

「委託等」の場合の運営コスト

「概算委託料」＋「消費税」＝委託等コスト

※委託化にあたり移行経費等がかかる場合は、必要に応じて加算する。

(4) 検討を進める際の留意点

民間委託等に当たっては、その事務事業について民間委託等を実施することの適法性・妥当性を確保するとともに、民間委託等を実施した後に、その委託によるサービスが安定的・継続的に提供される仕組みを担保する必要がある。

選定手続きの競争性・透明性の確保、個人情報保護、機密保持、緊急時の対応など、町として適正な事務事業の執行を確保するため、適宜、委託先の運営体制、経営状態等のチェックを行うこととする。

①委託する事務事業については、最も効率よく遂行できる業務単位となるように、業務委託の発注単位について検討を行うものとする。

- ②民間委託等の受託者の選定に当たっては、相手側の業務執行能力などその適格性について、調査の上、業務の再委託などをしなければ業務執行できないような者は選定しないよう留意する。
- ③入札の執行や契約の締結に際しては、競争性・透明性を確保した手続きによるものとする。
- ④行政サービスの低下を招かぬよう、契約書や仕様書等により責任範囲を明確にするとともに、業務の実施過程における町の監督権が機能するよう必要な措置をとるものとする。特に、個人情報等の保護を必要とする業務や機密性の高い業務については、そのための担保や従業員教育の徹底などの措置をするなど適切な管理を行うものとする。

(5) 予算編成時における対応

検討の結果、民間委託等の実施を立案する場合は「委託基準の点検シート」を作成し、財政所管課とのヒアリングの結果、予算計上を判断する。

なお、事務事業の民間委託等については、業務の定型性が求められることから、「矢吹町事務処理マニュアル」が作成済みの業務を優先対象として検討を行うこととする。

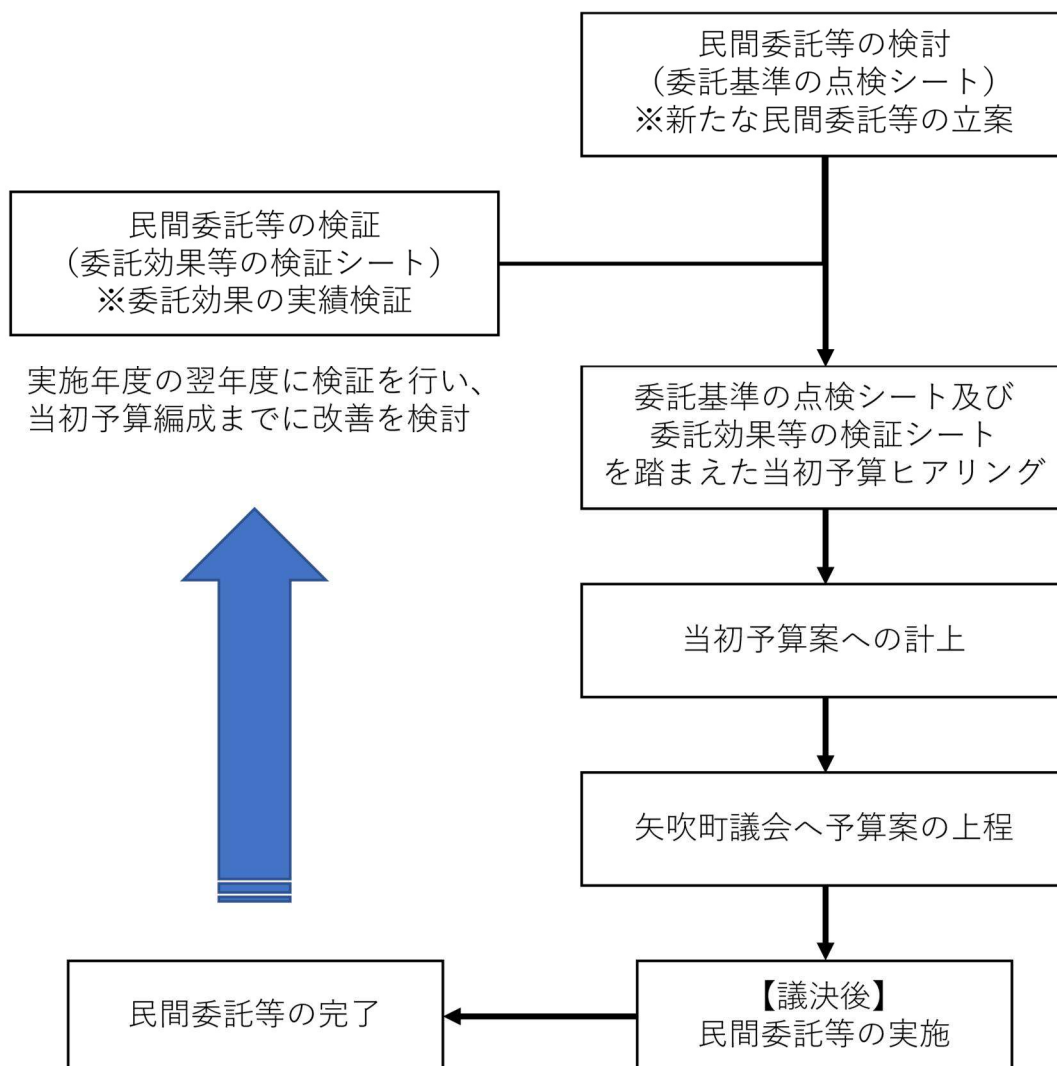
第6. 民間委託等の実績検証

民間委託等を実施した事務事業については、適正な管理監督のもと行政責任を確認するため、その効果等を検証し、適宜見直しを行う必要がある。

検証に当たっては、「委託効果等の検証シート」を作成し、民間委託等の導入前後における業務効率性の向上やコストの変化、その他課題・懸案事項等を洗い出して、委託等による効果が発揮されたのかといった複数の視点から行う。

検証の結果については、予算編成時の財政所管課とのヒアリングの参考資料として用い、民間委託等による効果のさらなる向上を図る。

第7.民間委託等の検討・検証フロー



※補正予算案への計上についても、上記フローに準ずる。